

決議案第10号

「要支援者に対する介護保険サービスの継続」と「利用料の1割負担堅持」を求める意見書について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成25年12月24日提出

天理市議会議員	大橋基之
〃	堀田佳照
〃	市本貴志
〃	飯田和男
〃	加藤嘉久次
〃	佐々岡典雅

「要支援者に対する介護保険サービスの継続」と「利用料の1割負担堅持」を求める意見書

平成12年にスタートした介護保険制度は、介護を家族だけの負担から社会で支える仕組みに転換するもので、我が国の介護の在り方を根本的に変える出来事でありました。その後10数年を経た現在、超高齢社会になくなくてはならない制度として定着し、多くの高齢者が利用し、その役割はますます重大なものとなっています。

しかし、今般、厚生労働省から、介護保険制度維持を名目に要支援者の介護給付抑制と、一定以上の所得者の利用料負担増が提示されました。

厚生労働省研究班の最新の調査により、適切なケアが受けられないと、5年後にその半数が認知症になる可能性のある「軽度認知障害」の人が400万人と発表されました。「要支援外し」はこの人々を全国一律のサービスから市町村任せにしようとするもので、サービス向上はおろか現行水準の維持すらその保証はありません。認知症の場合、軽度と言われる初期こそ医療のみならず介護の専門職の適切なケアが必要、かつ重要であり、その重度化を防ぐことができますのであります。

介護保険制度は超高齢社会の命綱であり、信頼に足る制度として機能することを願い、以下の理由により下記項目について強く要望いたします。

1. 「要支援外し」は早期発見・早期対応の認知症ケアの原則に反する。
2. 厚生労働省の認知症施策（オレンジプラン）の初期対応重視の方向性と矛盾する。
3. 利用の抑制によって適切な介入時期のタイミングを失い、重度化のスピードが速まり、かつ増大する。その結果、今後の保険財政の負担を増大させる事は火を見るより明らかであります。
4. 増税と負担増・給付抑制の二重負担は、生活への不安をあおる。
5. 生活への不安は、消費への抑制を招き、経済活動を停滞させる。

記

1. 要支援者への介護サービスを市町村に委ねるのではなく、今までどおり介護保険給付で行うこと。
2. 介護保険利用の自己負担割合は、現行どおり1割負担を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月24日

天 理 市 議 会